

在韓被爆者問題及びサハリン残留 韓国・朝鮮人問題の経緯と現状

和田 任 弘

目次

- はじめに
- 一 わが国の朝鮮植民地化政策及び朝鮮人強制連行の経緯の概要
- (一) 日韓併合と土地調査事業
 - (二) 国家総動員体制と「皇民化」政策
 - (三) 朝鮮人強制連行政策の概要
 - (四) 強制連行者の推定数
 - (五) 強制連行者の名簿問題
- 二 在韓被爆者問題
- (一) 広島・長崎における原爆被害者数
 - (二) 在日朝鮮人の原爆被害状況及び在韓被爆者の現状
 - (三) 在韓被爆者問題の顕在化の過程
- 三 サハリン残留韓国・朝鮮人問題
- (一) 樺太開港と朝鮮人労働力
 - (二) 十五年戦争時における樺太の朝鮮人人口の推移
 - (三) ロソ開戦時の樺太の概況
 - (四) 日本敗戦後の樺太残留韓国・朝鮮人の推定数
 - (五) 韓国・朝鮮人のサハリン残留の経緯
 - (六) サハリン残留韓国・朝鮮人の引揚げについての日ソの対応
- 四 わが国政府・自治体等の渡日在韓被爆者への対応の変遷―制度的渡日治療期まで―
- (一) 「孫振斗最高裁判決」とその意義
 - (二) 在韓被爆者の渡日治療の開始と打ち切り
 - (三) 渡日治療の効果と問題点
 - (四) 在韓被爆者の日本政府に対する要望と日韓両国政府の対応

両国政府の対応の推移

- (一) 肉親再開・永住帰国への途
- (二) 九〇年代のあらたな展開
- (三) 今後に残された課題

はじめに

ことし一九九〇年は、「日韓併合」八十周年、朝鮮半島の日本植民地からの解放四十五周年、日韓条約締結二十五周年という節目に当たる年である。

時あたかも大韓民国の盧泰愚大統領は、五月二十四日から三日間にわたり来日し、二十一世紀を展望した新しい日韓関係を構築するために、海部首相をはじめとするわが国各界首脳と精力的に会談した。

盧泰愚大統領は来日以前から、新しい日韓関係を築くためには日本の朝鮮植民地支配、強制連行などの過去の不幸な歴史について、日本側が明確な態度をとることが先決であることを繰り返し強調していた。海部首相はこれに

応えて、同月二十四日の第二回首脳会談において盧泰愚大統領に対し、「私は大統領をお迎えしたこの機会に、過去の一時期、朝鮮半島の方々が、わが国の行為により、耐え難い苦しみと悲しみを体験されたことについて謙虚に反省し、

率直におわびの気持ちを示した。わが国としては、その認識に立って、過去に起因する問題、すなわち三世問題、在韓被爆者問題、在サハリン韓国・朝鮮人問題の解決に向け、誠意をもって取り組んできた。」「多くの(韓国)被爆者が後遺症に苦しんでいることを気の毒に思う。歴史の経緯と被爆者の特殊性を考え、人道的観点、福祉向上の観点から医療面で、総額四十億円程度の支援を行っていきたい。在サハリン韓国・朝鮮人問題は、人道の観点から日韓協力のため努力したい。」と述べた。この他わが国は、盧泰愚大統領の滞在中、天皇の「お言葉」や衆参両院議長あいさつの中で、日韓間の過去の不幸な歴史について、これまでより明確な態度を披露している。

わが国はこれまでも、日韓間の過去に起因する問題に必ずしも取り組まなかったわけではない。しかし、韓側にはこれらの問題を「心の問題」として捉えており、その立場からの解決を望んでいる。わが国は、今回の盧泰愚大統領の訪日を契機に、さらに積極的な取り組みが求められることになったといえよう。

以上に述べたように在韓被爆者問題あるいはサハリン残留韓国・朝鮮人問題には、いずれも過去における不幸な歴史、すなわち、わが国の朝鮮植民地化政策及び朝鮮人強制連行の歴史が強く結び付いており、これらの歴史について

の理解がない限り、これらの問題の根本的解決は望めないように思われる。そこで本稿では、最初にはわが国の朝鮮植民地政策及び朝鮮人強制連行の経緯について簡単に触れておくこととする。

注(1) 「在韓被爆者問題調査報告」(外務省アジア局 八八年八月) 同報告は、「(1)本件問題の本質」の項において、つぎのように述べている。

今回の調査における韓国側関係者との意見交換等を通じて明らかになったのは本件問題は韓国側にとり「心の問題」であるということである。即ち(イ)在韓被爆者は在韓被爆者問題を日韓間の不幸な歴史を象徴する「戦後処理問題」の一つとしてとらえ、我が国の誠意ある姿勢をもとめている。即ち、このような在韓被爆者の姿勢を一言でいえば、一九六五年の共同声明において明らかにされた「過去の歴史は遺憾であって深く反省している」との我が国の立場が、本件問題においてどのように具体化されるのかを注目しているということである。(ロ)法的には日韓間の請求権問題は一九六五年の日韓請求権協定において解決済みである。在韓被爆者の多くも、そのような法的議論は承知しているが、全くの道義的立場から日本政府が政策として自発的に援助をすることと可能ではないかとの心情を持っている。

一 わが国の朝鮮植民地政策及び朝鮮人強制連行の経緯の概要

(一) 日韓併合と土地調査事業

「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ譲与ス」(第一条)、「日本國皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス」(第二条)とする「韓国併合ニ関スル条約」は、一九一〇(明治四十三)年八月二十九日に公布(明治四十三年八月二十九日条約第四号)され、以後、第二次世界大戦の終結するまでの三十六年間、朝鮮半島は「朝鮮總督府」が統轄する日本の植民地支配の下に置かれることになった。

そして、早くも一九一一年(明治四十四)年八月二十四日には、「朝鮮教育令」(明治四十四年八月二十四日勅令第二百二十九号)が公布され、それ以後、日本語教育の強制、朝鮮語教育の抑圧、朝鮮史教育の廃止などの「同化政策」が推し進められた。

また、日韓併合直後から九年間(一九一〇年―一九一八年)にわたり、朝鮮總督府によって「土地調査事業」が実施された。一九二二(大正元)年に公布された「土地調査令」

(大正元年八月十三日朝鮮總督府令第二号) 第四条は、「土地ノ所有者ハ朝鮮總督ノ定ムル期間内ニ其ノ住所、氏名又ハ名称及所有地ノ所在、地目、字番号、四標、等級、地積、結数ヲ臨時土地調査局長ニ申告」することを義務付けたが、

多くの農民は、日本語が読めなかったり、あるいは、高い税金をかけられるのではないかと恐れて、これを申告しなかったといわれる。こうして申告しなかった人たちの土地はすべて無主地として取り上げられていった。この土地調査事業の進展に伴い、朝鮮では自作農が激減し、困窮する小作農や土地を失った農民が増加した。当時の朝鮮では、人口の八〇パーセントは農民であった。特に、朝鮮半島の南半分(現在の韓国)では七〇パーセント以上が一町歩以下の零細農家であったため、土地や食糧を奪われた影響は甚大であった。生きていくために小作人になったり、流浪化する者も多く、放蕩を辭れて日本へ流入する者が増えていった。

(二) 國家總動員体制と「皇民化」政策

昭和十三年(一九三八)年四月、わが國政府は、日中戦争を完遂するために「國家總動員法」(昭和十三年四月一日法律第五十五号)を公布、翌月の「國家總動員法ヲ朝鮮、台灣及樺太ニ施行スル件」(昭和十三年五月四日勅令第三百十六

号)によって、五月五日から日本國內と同時に朝鮮にも施行されることとなった。

昭和十四(一九二九)年七月に企畫院は、「昭和十四年度總動員實施計畫設定ノ件」(昭和十三年九月十二日閣議決定)に基づき、「昭和十四年度勞務動員實施計畫綱領」(昭和十四年七月四日閣議決定)を策定し、逼迫する國內の勞働力の重要な供給源として、朝鮮人勞働者を重要産業(石炭、金、鐵、紙、等)へ移出するべく計畫に組み込んだ。「勞務動員實施計畫」は、昭和十九年まで引き続き策定されている。

なお、一九三〇年代末から朝鮮人強制連行が始まる前後の時期に、國家總動員体制の強化とともに、朝鮮ではつぎのような連の朝鮮人「皇民化」政策が實施されてきた。

(1) 朝鮮志願兵制度の創設(一九三八年)

昭和十三年に「陸軍特別志願兵令」(昭和十三年二月二十三日勅令第九十五号)が公布され、朝鮮志願兵制度が制定された。なお、それまで朝鮮には朝鮮人の兵役服務の制度はなかった(徴兵として日本軍人になる方途は開かれていた)。朝鮮志願兵制度は、兵役法中改正法律(昭和十八年三月二日法律第四号)による朝鮮人の徴兵制度が實施(昭和十九年度より)されるまで続いた。

(2) 日本語教育の強制（一九三九年）

新たな「朝鮮教育令」（昭和十三年三月四日勅令第百三三号）の公布・施行によって、昭和十三年度より「教科書に關しては小学校に付いては文部省編纂のもの、中学校及び高等女学校に付いては朝鮮總督又は文部大臣の検定を経たるものに付き朝鮮總督の認可を受け使用すること、各学科目、学科目の要旨並に学科課程等は何れも内鮮人同じく同一の要旨に依ること」を原則とすることとなり、朝鮮人の児童、生徒も、日本人の児童、生徒と同様、國語は日本語、國史は日本史を正課とするというように、「朝鮮語」教育は正課からはずされ、日本語教育が強制されることとなった。

(3) 創氏改名の強制的実施（一九三九年）

「朝鮮民事令中改正ノ件」（昭和十四年十一月十日朝鮮總督府制令第十九号）及び「朝鮮人ノ氏名ニ關スル件」（昭和十四年十一月十日朝鮮總督府制令第二十号）の施行（昭和十五年四月）により、朝鮮人の氏名を日本名に改めることが半ば強制されることとなり、家系を尊重する朝鮮民族に大きな衝撃を与えた。

(三) 朝鮮人強制連行政策の概要

従来、植民地朝鮮での労働者募集は、一九一八（大正七）年に制定された「労働者募集取締規則」（大正七年一月二十九日朝鮮總督府令第六号）に基づき行われていた。これは第一次大戦後、日本企業が朝鮮に募集を送り込んで乱暴な募集競争を行ったことがあり、それを管理するために設けられたものといわれる。なお、当時は、朝鮮人労働者の移入を極力制限するのがわが國政府の基本方針だった。それを転換させたのが國家總動員政策だったのである。

一九三七（昭和十二）年七月に日中戦争が開始されると、軍需産業の拡大及び兵力動員による労働力の不足が顕著になってきた。そこで政府は、翌昭和十三（一九三八）年四月に「國家總動員法」（昭和十三年四月一日法律第五十五号）を公布し、生産手段と労働力を確保配置する政策をとることとした。このような政策は日本國民に犠牲を強いるだけでなく、より大きな犠牲を朝鮮、中國の人たちに強いることとなった。

昭和十四（一九三九）年七月二十八日、政府は、内務・厚生両次官名の依命通牒「朝鮮人労働者内地移住ニ關スル件」を各地方長官に発し、それまでの朝鮮人労働者の内地移入制限を撤廃することとした。これによって朝鮮人労働

者の集団連行は、制度的に門を開かれたのである。

國家總動員体制下での朝鮮における労働動員の重点は、朝鮮人労働力の日本本土や樺太などへの移出にあった。この移出の方法を概観してみると、時期的にみて三つの方法に分かれている。

その第一は、朝鮮人労働者を使用したい日本の事業主にその旨を申請させ、それに基づいて労働者を「募集」するというもの。これは「募集」方式と呼ばれる。

第二は、第一よりも一層公権力色を強く打ち出したもので、朝鮮總督府と表裏一体の機関である「朝鮮労働協会」が主体となって労働力を確保する方法。これを「官辦方式」と呼ぶ。

第三は、日本政府による直接的な強制連行で、「國民徴用令」（昭和十四年七月七日勅令第四百五十一号）及び「國民徴用令施行規則」（昭和十四年九月三十日朝鮮總督府令第六百六十号）に基づき行われた。これは「徴用令」による連行と呼ばれる。

(1) 「募集」方式による集団連行

第一の「募集」方式は、細則すると、①志願募集、②縁故募集、③請負募集、④業者直接募集、⑤労働者紹介募集、⑥本格的強制募集に分けられる。①から④までの募集方式

は、日中戦争開始前後まで行われてきた募集の方法であり、前述の朝鮮總督府令・労働者募集取締規則による所定の手続きを経て、当局の許可を受け募集するものであったが、詳細については省略する。

過渡的強制募集 日中戦争の開始とその拡大は、わが國軍需工業及び炭鉱などの労働力を兵力として軍隊に大量に提供せざるを得なかった。そのために、産業界の労働力不足は深刻なものとなった。たとえば、石炭鉱業連合会の炭野常務理事はつぎのように述べている。

「石炭鉱業の如き地産産業は地産産業に止して特に規律と訓練とが尊重される。従って作業の中堅層は主として在郷軍人によって組成され此の層が思想的にも金鉱夫を支配するのを多くの例として居る。今度の支那事変に際して炭鉱より多くの名譽ある出征者を送り出した事は炭鉱業者の光榮とする處であるが、これがために聚った作業上の打撃は恐らく他産業に其の類例を見ざる處と信ずる。

然るに志願に因る減員の補充に當って炭鉱業者は地主軍需工場の大募集の爲めに非常なる圧迫を蒙つたと同時に、政府の軍需労働充足方策の爲めに殆んど新募不能の苦境に陥つたのである」。

このような労働力不足を充足するために、軍需産業を中心とするわが國産業は、その対象を植民地朝鮮に求めるこ

となる。茂野氏は、続けてつぎのように述べている。

「当局に対し、応急策として半島労働者の団体移入を懇請した。半島人移入の問題は内外の事情より見て其の達成の頗る難事なるを我等は熟知するも、猶且つこの陳情を敢てしたもの、現在及將來に亘る窮乏困難を見透し、減産に因る重大事態の発生を只臂に怖れたからである」。

このような状況の中で、昭和十四（一九三九）年七月四日、政府は國家總動員法に基づく「昭和十四年度労働動員実施計画綱領ニ関スル件」を閣議決定し、政府の組織・統制のもとに「朝鮮人労働力移入ヲ圖リ適切ナル方策ヲ下ニ特ニ其ノ努力ヲ必要トスル事業ニ従事セシムル」こととした。

こうして開始された「募集」は、その手続きにおいては、さきに述べた「労働者募集取締規則」に基づいて行われることになっていったが、「募集の性格が國家的要請を荷なっている文に雇用条件、募集地域、募集期間、輸送方法に極めて厳格なる統制を受けざるを得なくなり、実質上の相異は、往時の募集とは全く比較にならぬ複雑多岐に亘っていた。この募集方式を「過渡的統制募集方式」という。

「過渡的統制募集方式」による募集の方法の要点は、つぎのようなものであった。

まず、朝鮮人労働者を募集しようとする事業主は、その年度に必要とする労働者について、就業地管轄の地方長官

に雇入許可申請書を提出する。当該地方長官は、その内容を審査した上で、該申請書を添えて厚生大臣に進達する。厚生大臣は内務大臣と協議の上、全国から集まった同様の求人希望数や労働動員計画の決定数を調整して個々の雇入主に対する許可数を決定し、地方長官に対して移入許可指令を下付すると同時に、その旨を朝鮮総督府に移譲する。一方、移譲を受けた朝鮮総督府は、募集許可を受けた事業主に對して募集すべき道（わが國の府県に相當する）を割り当てる。そして最終的には、道知事が募集を許可するといふものである。

この方式による募集数は、制度上は事業主の募集可能数に過ぎないはずであるが、募集を割り当てられた末端組織の役人や駐在所警察官によつては、それだけの数の労働者を確保して応募させなければならぬ義務を事実上課せられたのである。その結果、各役場の労働係や駐在所警察官らは、所轄地の労働者や農民を強制的に集合場所に行き、その後厳重な逃走防止の措置をとって日本内地へ移出したといわれる。

しかし、この方式による募集は、短期間に大量の人間を供出しなければならぬ関係や今次募集の目的精神、手続方法等が充分に鮮内地方庁に徹底していなかったこともあって、所期の目的を充分に果たすことができなかった。

本格的統制募集 そこで朝鮮總督府は、この方式による募集の「欠陥」を「是正」するために、昭和十五（一九四〇）年一月、「労働者募集取締規則」を廃止し、新たに「朝鮮職業紹介令」（昭和十五年一月十一日朝鮮總督府令第百二号）及び「朝鮮職業紹介令施行規則」（昭和十五年一月二十日）及び「朝鮮職業紹介令施行規則」（昭和十五年一月二十日）を公布した。これによってその後、日朝鮮總督府令第七号を公布した。これによってその後、朝鮮での職業紹介事業は政府の管掌の下に置かれることとなり（高制令第一条）、その基本的性格が失業救済から朝鮮人労働者の軍事的統制・配置のためのものへと切り替えられた。この方式を、「本格的統制募集方式」という。

朝鮮總督府は、昭和十六（一九四一）年六月に「朝鮮労働協会」を設立し、以後は、同協会が總督府と一体となつて「募集」を行い、隊単位で「応募者」を事業主に引き渡す業務を行った。

(2) 「官斡旋」方式による集團連行

昭和十八（一九四三）年十一月、日中戦争が太平洋戦争へと拡大するとともに、日本國內の労働事情はさらに逼迫の度を加えた。

そこで、金龍院の「昭和十七年度労働動員計画」では、朝鮮人労働者の供出目標を十三万人としたが、その人数を集めるためには、それまでの「募集」方式では相當の困難

を伴うことが予想された。政府は昭和十七年二月に「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」（昭和十七年二月十三日閣議決定）を決定し、「本方策ハ軍要員ノ拡大ニ伴フ内地労働動員ノ実施ニ鑑ミ朝鮮ニ於ケル適材ヲ内地總動員業務ニ活用シ以テ人的国力ノ総合發揮ニ遺憾ナカラシムベキ基本概念ノ下ニ之ヲ実施スル」こととした。

これを受けた朝鮮總督府は同年二月二十日に、「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を制定し、「職業紹介所及府邑面ハ管内ノ労働事情ノ推移ニ留意精選俱出可能労働ノ所在及供出時期ノ經緯ヲ考慮シ警察官憲、朝鮮労働協会、國民協力団體其ノ他關係機關ト密接ナル連絡ヲ持シ労働補導員ト協力ノ上適當労働者ノ選定ヲ了スルモノトス」（同要綱第二の六）として、割り当て労働者の選定を朝鮮總督府の關係各部及び關係團體が一体となつて強力に行うこととした。いわゆる「官斡旋」方式である。

「官斡旋」方式により選定される労働者たちは、制度上は応募するしないの自由を有するとされてきたものの、現実には労働者側の意思いかんにかかわらず、強制的に選定されたといわれる。

(3) 「國民徴用令」による強制連行

太平洋戦争の激化に伴い人的資源の消耗は甚だしく、日

第1表 朝鮮人労働者渡航状況調査表

年度	区分	動員計画数	石炭	金銅	土産	工用その他	計
昭和14年	内地	85,000	32,081	5,597	12,141	—	49,819
	樺太	—	2,578	190	533	—	3,301
	計	85,000	34,659	5,787	12,674	—	53,120
昭和15年	内地	80,800	36,865	9,381	7,955	2,078	55,979
	樺太	8,500	1,311	—	1,294	—	2,605
	南洋	—	—	—	—	814	814
	計	97,300	38,175	9,381	9,249	2,892	59,398
昭和16年	内地	81,300	39,019	9,416	103,142	2,117	63,866
	樺太	1,200	800	—	651	—	1,451
	南洋	17,800	—	—	—	1,781	1,781
	計	100,000	39,819	9,416	103,893	3,898	67,098
昭和17年	内地	150,000	74,098	7,532	15,969	13,124	111,823
	樺太	6,500	3,985	—	1,960	—	5,945
	南洋	3,500	—	—	—	2,083	2,083
	計	160,000	78,083	7,532	17,929	15,207	119,851
昭和18年	内地	150,000	66,535	15,763	50,535	13,353	124,266
	樺太	3,300	1,835	—	976	—	2,811
	南洋	1,700	—	—	—	1,253	1,253
	計	155,000	68,370	15,763	51,511	14,606	128,350
昭和19年	日本	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	285,432
昭和20年	日本	50,000	797	229	836	8,763	10,622
終戦時		907,300	342,620	67,350	108,644	205,073	724,787
終戦時			121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

備考：(1) 19年度計画は中途で326,000に変更された。

(2) 14～19年は「第86回議院説明資料」による。

(3) 19、20年は「日本人の海外活動に関する歴史的調査(戦時と朝鮮統治)」による。

(4) 上の(2)(3)は若干計数に差あり、終戦時現在数は(3)による。

資料：「朝鮮人強制労働の記録(北海道・千島・樺太篇)」(朝鮮人強制連行真相調査団編、現代史出版会、昭和49年刊)

注：(1) 本表の調査資料は、「公安調査庁『在日本朝鮮人の概況』」であるが、本館未所蔵のため上記資料から転載した。

(2) 本表の「終戦時」の「計」欄の数に、各欄の数の合計と合致しないが、そのまま転記した。

本国内の労働力不足は著しいものがあつた。もはや「官給旋」方式による連行ではその不足を補うのは困難であつた。そこで政府は、それまで控えていた「国民徴用令」(前掲)を、昭和十九(一九四四)年九月から朝鮮にも発動することとした。同令は、日本内地においては昭和十四(一九三九)年十月から発動されていたが、朝鮮人に対しては、日本内地の在住者及び軍要員を対象に一部発動されているに過ぎなかった。これは、朝鮮内での徴用令の発動が、朝鮮人の抵抗に会い、混乱を招くのを危惧してのことであつたといわれる。事実、国民徴用令が発動されるや、朝鮮各地で徴用に対する抵抗が激化している。第八十五回帝國議會(昭和十九年)の説明資料の中にはつぎのような文章が見られる。

「最近一般徴用実施セラルル旨発表セラルルや、一部知識階級並ニ有階級中ニハ逸早く支那滿州國方面ニ逃カシ、或ハ住居ヲ転々シテ当局ノ住民調査ヲ至難ナラシメ、甚ダシキニ至リテハ労働動員ハ甚而職員乃至警察官ノ専恣ニ因ルモノト山斷シ、之ヲ怨ミ暴行脅迫ノ舉ニ出スル等ノ事案ハ莫ニ枚挙ニイトマナク、最近報告ニ接スル事犯ノミニテモ二十数件ヲ算スル状況ニアリ。……特ニ最近注目スベキハ集團暴行乃至暴行行為ニシテ、遼陽北道遼山警察署ニ於テ検挙セル不逞凶悪事件ノ如キハ、徴用忌避ノ為苛壯

年二十七名が決心隊ナル団体ヲ結成シ食料、竹槍、鎌等ノ武器ヲ携行山頂ニ立籠リ、アクマゲ目的貫徹ヲ企圖シ居リタルモノニシテ尖鋭化セル労働階級ノ動向ノ一端ヲ窺フシ得ラル所ナリ。……」

この「徴用令」の朝鮮での適用により、日本政府は「白紙」一枚で、朝鮮人を日本内地をはじめ、日本の占領・支配地域へ強制連行することができるようになった。その結果、徴用令が発動されてからわずか一年間に四十万人を超す朝鮮人が強制連行され、日本の敗戦の日まで苛酷な労働と飢餓の中で苦しめられた。

四 強制連行者の推定数

「募集」、「官給旋」及び「徴用令」の三方式によって連行された朝鮮人の総数がどれ位になるかについては、いまのところ確定するにたりる統計資料は見当たらない。政府も国会での質問に対し、「有難いに申し上げられるようなデータを現在までのところ持ち合わせておりません」と答弁している。

戦後に公開された日本政府資料によるとその数は、七二四、七八七人にのぼるが、第1表と第3表に見るように、資料によって二倍以上の開きがある。特に、昭和十九年から二十年にかけてはその差が著しい。

なお、ハーバード大学助教授(当時) R・W・ラグナー氏の調査によれば、一九三七年から四五年までの八年間に、

第2表 日本への朝鮮人強制連行数

年 度	強制連行人数	出 所
1939(昭和14)年	53,120人	第86回議院説明資料
1940(昭和15)年	81,119	特高外事月報
1941(昭和16)年	126,092	同上
1942(昭和17)年	248,521	同上
1943(昭和18)年	300,654	同上
1944(昭和19)年	379,747	『日本の経済復讐史』(朝鮮経済統計要覧)
1945(昭和20)年	329,889	同上
計	1,519,142	

備考：参考著「日本帝国主義の朝鮮同胞強制連行と虐待の実態について」(『月刊朝鮮資料』1974年8月号)による

第3表 一定の仕事により朝鮮から日本本土移入の朝鮮人契約労働者数(1939~45)

年度①	合 計	一定の仕事の種類		土木建築	その他の労働(工場を含む)
		炭 鉱	金属鉱業		
1939	38,700	24,279	5,042	9,379	
1940	54,944	35,431	8,069	9,898	1,545
1941	53,492	32,097	8,988	9,540	2,865
1942	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944	280,304	85,953	35,507	33,382	130,462
1945②	6,000	1,000	-	2,000	3,000
合計③	667,584	318,546	75,749	107,327	166,062

注：(1) 会計年度 4. 1~3. 31
(2) 第1回半期決算
(3) 日本移入総数、日本出国、前地区より転換、朝鮮人数、資料入手出来ず(厚生省、労働局による)
資料：『米朝戦時略歴調査報告 4』(航空自衛隊幹部学校 昭和33年11月発行)による

「約二二五万名の朝鮮人が強業に追加投入された」という(同氏は戦後、朝鮮でアメリカの軍政府に参加していた)。

(四) 強制連行者の名簿問題

羅泰愚大統領訪日時に韓国政府は、戦前の朝鮮人強制連行政策等が現在の韓国・朝鮮人問題を生じる主要原因となつたのであり、強制連行を「侵略」を象徴する行為として永く記録に留めておく必要があるとの認識に基づき、日本政府に対してその名簿の提出を求めてきた。

政府はこれを受けて、内閣官房を中心に厚生、労働、外務、法務、総務の各省庁で対応を協議し、地方自治体の協力をも求めながら名簿の有無を調査した。その結果は、平成二年八月七日に「朝鮮人徴用(強制連行)者等に関する名簿」として、つぎのような概要が発表された。

「朝鮮人徴用(強制連行)者等に関する名簿」による強制連行者数

〔国保有の名簿〕

◇労働者保有

昭和二十一年に都道府県が行った朝鮮人労働者に関する調査結果(六県分)

(岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、大坂、兵庫、奈良、福岡、佐賀、長崎)

六六、九四一人

うち官公庁、徴用

自由業

不明

◇防衛庁保有

「特設水上勤務第一〇四中隊目録」の付表の「球第八八八七部隊軍夫編成表」

計六七、六〇九人

〔地方自治体保有の名簿〕

◇北海道立文書館保有

帯広土木現業所が作成した「朝鮮労働者名簿」

一四八人

◇北海道開拓記念館保有

北海道の鉱山が作成した「半島人労働者名簿」(その他相当多数の未整理名簿がある)

一、五四四人

◇北海道立図書館保有

北海道の鉱山が作成した「朝鮮人労働者名簿等」

四二一人

◇豊川市役所保有

豊川海軍工廠火工部の工員名簿

一九八人

◇長崎国際文化会館保有

長崎県の企業が作成した「霧島煤便覧」(非公刊)

四六二人

- 一八頁
- (5) 渡野吉之助「石炭の生産力増進に就いて」(『石炭時報』第一四二号、昭和三年一月刊) 九頁
- (6) 前出 前掲書 二六頁
- (7) 前本健一「サハリンと日本の戦後責任」(朝風社 一九九〇年二月刊) 〇三頁
- (8) 同前 一〇四頁
- (9) 近藤銀一編「太平洋戦下・終末期朝鮮の近世」(朝鮮近世史論・朝鮮総督府関係重要文書選集(2)) 一(朝鮮史料編纂会 昭和三十六年十二月刊) 八八頁以下
- (10) 高木 前掲書 〇七頁
- (11) 第百十八回国会衆議院予算委員会議録第十九号(平成二年六月六日) 六頁
- (12) 大蔵省官報局「日本人の海外活動に関する歴史調査3」(朝鮮第九分冊)(『朝鮮書林』(ワッル)復刻版・一九八五年刊) 六八頁
- (13) E・W・ワグナー「日本における朝鮮少数民族」一九〇四年(一九九〇年)(『外務省アジア局北東アジア課雑誌』九六一号刊) 三三頁
- 既述に、「朝日」一九九〇・八・一七、同・同年・八・三二、「毎日」同年一〇・一六など

表4 原爆被災による死没者数

	死没者総数	新たに確認された人数	合計(人)
広島	106,439	5,551	201,990
男	107,570	2,919	110,589
女	88,526	2,632	91,158
不詳	243	0	243
長崎	37,508	6,373	93,966
男	44,991	3,462	49,453
女	42,532	2,916	45,498
不詳	15	0	15
計	284,027	11,929	295,956

備考：死没者総数は、昭和63年度末現在の原爆被災者動態調査(広島市・長崎市)による総数

(4) 広島・長崎における原爆被害者数

厚生省は平成二年五月十五日、広島・長崎の原爆被害による死没者の実態調査結果を発表した。今回の調査結果を含め、これまでに確認された原爆被災による死没者は第4表のとおりである。

二 在韓被爆者問題

- (4) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (5) 作家の人江隆子氏は、「社会生活を論理的に支えた犠牲にしがたがって男女の別、年齢の秩序、父系血縁の構造(ちやうた)は、人間関係のもっとも基本的な規範であり、この父系血縁の保持―つまり同姓同士の不婚は現在にいたるも厳しく守られている。いわば夫婦別姓は中国や朝鮮社会の基本となる概念なのである。これを単に氏名を日本風に改めさせられた、と理解する人が多いが、それでは朝鮮の人々の痛みを本当に理解することにはならないと思う。」と述べている。(『東京』一九九〇・五・二十九号刊)
- (6) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (7) 作家の人江隆子氏は、「社会生活を論理的に支えた犠牲にしがたがって男女の別、年齢の秩序、父系血縁の構造(ちやうた)は、人間関係のもっとも基本的な規範であり、この父系血縁の保持―つまり同姓同士の不婚は現在にいたるも厳しく守られている。いわば夫婦別姓は中国や朝鮮社会の基本となる概念なのである。これを単に氏名を日本風に改めさせられた、と理解する人が多いが、それでは朝鮮の人々の痛みを本当に理解することにはならないと思う。」と述べている。(『東京』一九九〇・五・二十九号刊)
- (8) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (9) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (10) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (11) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (12) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (13) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (14) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (15) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (16) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (17) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (18) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (19) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (20) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (21) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (22) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (23) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (24) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (25) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (26) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (27) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (28) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (29) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (30) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (31) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (32) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (33) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (34) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (35) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (36) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (37) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (38) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (39) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (40) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (41) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (42) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (43) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (44) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (45) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (46) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (47) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (48) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (49) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (50) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (51) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (52) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (53) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (54) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (55) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (56) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (57) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (58) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (59) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (60) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (61) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (62) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (63) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (64) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (65) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (66) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (67) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (68) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (69) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (70) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (71) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (72) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (73) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (74) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (75) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (76) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (77) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (78) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (79) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (80) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (81) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (82) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (83) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (84) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (85) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (86) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (87) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (88) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (89) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (90) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (91) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (92) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (93) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (94) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (95) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (96) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (97) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (98) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (99) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)
- (100) 前出 一「特殊労働者の労働管理」(山崎堂 昭和十八年刊)

今回の調査によって確認された死没者一七三、九二五人（広島一〇七、九〇五人、長崎六六、〇二〇人）のうち、被爆当日の死亡者は三八、七六三人で、全体の二二％（広島一四％、長崎二〇％）を占めている。また、昭和二十（一九四五）年末までの死亡は、広島三九・五％、長崎二〇・六％（翌日の死亡を含む）となっている。

広島、長崎に投下された原爆による被爆者の総数は、これまで政府によって公的に明らかにされたものはないが、昭和六十三年度末現在で被爆者健康手帳を交付されている者三五六、四八八人に、今回の調査によって明らかになった二九五、九五六人の原爆死没者数を合わせると、少なくとも約六十五万人以上が被爆したものとと思われる。

（二）在日朝鮮人の原爆被害状況及び在韓被爆者の現況

被爆当時の在日朝鮮人の原爆被害状況については、これまで調査が行われておらず、前記、原爆被害者の死没者実態調査結果にも、在日外国人については触れられていないので不明である。

そこで、「韓国原爆被害者協会」が一九七二年四月に発表した推定数を示せば、朝鮮人の被害状況は第5表のとおりである。

第5表を見て気が付くことは、韓国・朝鮮人被爆者の死

地名	被爆者総数	死亡者	生存者	帰国者	日本残留者
広島	50,000人	30,000人	20,000人	15,000人	5,000人
長崎	20,000	10,000	10,000	8,000	2,000
計	70,000	40,000	30,000	23,000	7,000

備考：韓国原爆被害者協会編『韓国被爆者番号現況』（韓国原爆被害者協会 1985年刊）による

傷者数が、広島・長崎に投下されて死傷した全被爆者数の一割強に当たるということである。いかに多くの韓国・朝鮮人が原爆の犠牲になったかが理解できよう。

また、広島・長崎で被爆した後帰国した在日韓国・朝鮮人被爆者は約二万三千人となっているが、このうち約二万人が韓国、残りの三千人が北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）へ帰国したと推定されている。

第二次世界大戦における日本の敗戦によって、朝鮮人民は日本の植民地支配から脱却したが、日本人の引揚げ後、朝鮮半島には北緯三十八度線を境に、北にはソ連軍、南にはアメリカ軍が駐留し、一九四八年八月に南に大韓民国が、続いて北に朝鮮民主主義人民

共和国が樹立され、その後、朝鮮半島は東西対立によって分断されたまま現在に至っている。そのために、帰国した韓国・朝鮮人被爆者も南北に引き裂かれたままの状態におかれており、わが国と朝鮮民主主義人民共和国との間には外交関係がないこともあって、北朝鮮に帰国した被爆者の状況は不明である。したがって、本稿で触れるのは韓国人被爆者のみであることをお断りしておく。

韓国国内に居住する被爆者の現時点での数は明らかでない。昭和六十三年八月に行われたわが国政府の「在韓被爆者問題調査団」の調査によれば、韓国政府登録の在韓被爆者数は、二九四人、韓国政府の推定では、未登録者を含め約三千人となっているが、前記第5表で見るとおり、韓国原爆被害者協会の推定では約二万人となっている。

在韓被爆者の多くは、戦時中、強制連行や日本の植民地支配による生活苦によって渡日を余儀なくされた人々であるといわれており、働き盛りに渡日した被爆者たちは、今日、全員六十歳を超え、七十歳を迎える者も少なくなく、その多くは健康に不安を持ち、生活苦に直面しているといわれる。

（三）在韓被爆者問題の顕在化の過程

在韓被爆者の状況が韓国内で一般に問題にされるように

なったのは、一九六〇年代も半ば過ぎてからであり、わが国では数年遅れて一九七〇年代の初めになってようやく問題視されるようになった。すなわち、一九六四年八月、韓国原子力院放射医学研究所による被爆者調査が実施され、翌年三月、ソウル放送は、その調査結果として二〇三人（広島一六四人、長崎三九人の被爆者の存在を報道した。また同年八月、韓国赤十字が被爆者実態調査のための申告受け付けを行ったところ、総数四六二人（うち死者八人）が申告している。一九六六年八月六日付け韓国・中央日報は、「原爆犠牲者はわれわれの周辺にもいる」として、在韓被爆者の実態を報道、同月八月、韓国・東洋テレビも韓国原爆被害者に関する座談会を放映して大きな関心をよんだ。このような経過を経て一九六七年七月、「韓国原爆被害者援護協会」（のちに「韓国原爆被害者協会」と改称）が発足、同年十一月には、韓国人被爆者十人によるソウル市内の日本大使館前での補償要求デモがあり、一九六八年八月にはソウル市曹溪寺において第一回韓国原爆犠牲者慰霊祭が行われた。こうして韓国での被爆者問題が顕在化した。

（四）わが国政府・自治体等の渡日在韓被爆者への対応の変遷―制度整備と治療期まで―

戦後、韓国に帰国した被爆者の多くは、原爆症の恐

ろしさも知らされず、また、帰国後の生活苦に悩まれて治療も受けられずにひっそりと暮らしていたといわれる。ところが、在韓被爆者問題が明らかにされる中で原爆症の恐ろしさを知り、また、容態が悪化するにつれて、治療を受けたいと希望するのは当然の成り行きであったであろう。そこで、在韓被爆者の一部の人間たち（ごく少数であるが）は、原爆症治療を経験豊富な日本で受けるために、伝手を求めて、または観光ビザで、あるいは密入国という形で来日した。しかし当初は、渡日治療には多くの困難が付きまわっていた。

つぎに、原爆症治療のために来日した在韓被爆者の状況及びそれに対する日本政府及び自治体等の対応の経緯を追って概観することとする。

昭和四十三（一九六八）年十月二日 孫貴達さんは、原爆症治療のために密入国して逮捕される。孫さんは同月十九日に広島原爆病院に入院したが、十一月四日に懲役六か月、執行猶予二年の判決（山口地裁）が出され、同月八日に強制送還された。

同年十二月十三日 観光ビザで来日の藤野連及び林福順さん、広島原爆病院に入院、被爆者健康手帳交付を申請したが、昭和四十四年二月十四日厚生省は、厳・林さんの同手帳の交付を拒否。同月十九日、厳・林さん退院。三月七

日長三人が広島市に被爆者健康手帳の交付を申請。同月二十三日に広島市、三人の手帳申請を拒否、金さんの申請も却下。いずれも観光ビザでの入国がその理由。

同年十一月二十三日 崔英順さん、原爆症治療のため広島市河村病院に入院。十二月二日に手帳申請。同月十日、広島市は崔さんに被爆者健康手帳を交付。同月二十五日、広島原爆病院に入院。

昭和五十年七月十七日 福岡高裁、孫振斗さんが福岡県知事に被爆者健康手帳の交付を求めて争った「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消請求事件」の控訴審で、「原爆症治療は一面社会保障法の性格をもちながらも、他面、被爆者に対する国家補償法的性格をも併有する一種特選の立法」であり、「同法の適用を日本社会に居住関係を有する構成員にかざるべき規定がない」として、県知事側の控訴を棄却。同月三十日、県側は上告を定める。

同年八月六日 田中正三厚相は記者会見で、「正規の外国人なら外国人にも被爆者健康手帳を交付してもよいと思ふ」と語る。

同年九月一日 厚生省、短期滞在の外国人被爆者に、ビザの種類を問わずに被爆者健康手帳を交付する方針を決める。

昭和五十一年一月三十一日 大村収容所に収容中の孫振

斗さん、病気治療のため仮放免。

昭和四十五年十二月三日 原爆症治療のため密入国した孫振斗さん逮捕される。翌四十六年一月二十日、佐賀地裁唐津支部は孫さんに懲役十か月の判決。孫さん、福岡高裁に控訴するも、同年六月七日、控訴棄却の判決。同年八月十日、孫さん服役中に病状悪化、刑の執行停止を受け国立療養所福岡東病院に入院。

昭和四十六年十月五日 孫振斗さん福岡県に被爆者健康手帳交付を申請。四十七年七月十四日、福岡県は孫さんの同申請を却下。同年十月三日、孫さん、手帳交付申請却下処分の取り消しを請求する訴訟を提起。四十八年五月二日、孫さん退院、直ちに広島府務所に収監。八月二十四日、刑期満了により大村収容所に収容される。

昭和四十九年三月三十日 福岡地裁、孫さんの言い分をほぼ全面的に認め、福岡県に被爆者健康手帳の交付を求める判決を下す。被告の福岡県は福岡高裁に控訴。

同年七月二十二日 ケロイド治療のため来日中の辛永洙さん、東京都に被爆者健康手帳の交付を申請。同月二十五日に交付される。

同年七月三十日 観光ビザで原爆治療のため来日中の金容善さん、広島市に被爆者健康手帳の交付を申請。

同年八月五日 韓国原爆被害者援護協会代表・趙羽石会

司。

昭和五十三年三月三十日 孫振斗さんの「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消事件」の上告審で、最高裁第一小法廷は、二審判決を支持し、福岡県知事側の上告を棄却する判決を言い渡す。

同年九月十九日 法務省は、孫振斗さんの在留を特別許

可。

以上に見るように、制度的渡日治療が始まるまでの日本政府、自治体の渡日在韓被爆者に対する対応は徐々に変化してきている。

四 「孫振斗最高裁判決」とその意義

孫振斗さんの「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消事件」の上告審で、最高裁第一小法廷の判決は、まず、「被爆者のみを対象として特に右立法（原爆医療法）がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被害による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けられ戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれて、いるという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった

国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をもちするものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することはできないのである」としている。これは、戦争責任が国にあること、したがって、戦争被害を補償することは国の義務であることを認めた趣旨ではないかとする説もある。特に「かつて例をみない特異かつ深刻な」原爆被害について、国家補償が優先的になされるべきであることを示唆している点に大きな意義があると思われる。

第二に、「同法が被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、その三条一項にはわが国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどから考えると、被爆者であつてわが国内に現存する者である限りは、その現存する理由いかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するものといふべきである」と、原爆医療法が国庫案項をもたず、また日本に居住地を有する必要もないことから、在韓被爆者も含め、広く原爆被害者全体を救済する目的で作られたものであることを鮮明にした点に意義があると思われる。

そして第三には、「被爆者が被爆当時は日本国籍を有

原爆被害治療の専門の日本医師団を韓国へ派遣し在韓原爆被害者の治療問題に關し技術指導する。

③ 在韓原爆被害者の渡日治療

在韓原爆被害者の渡日治療に關し原爆被害者健康手帳の交付について日本国は最大の便宜を図る。

(註) 具体的な方法については両政府でできるだけ早く打ち合わせするものとする。

④ 以上の各項に關しては可能な事項から年内にも実施するものとする。

なお、韓国側は原爆被害者を治療する病院建立のために日本側が財政的、技術的支援をするよう、強く希望した。これを受けて同年九月十七日、在韓被爆者の医療問題協議のため韓国・張慶植政務局長が来日、厚生省との話し合いで、①韓国の原爆症研修班を日本に受け入れ、技術訓練する。②日本から専門医師団を派遣、被爆者治療の技術指導をする。③在韓被爆者をとりあえず一〇人程度日本で治療する。④以上について可能な事項から実施する——などの点を確認した。

一九八〇(昭和五五)年十月八日、日韓両国実務者レベルによる「在韓被爆者渡日治療実施に關する合意書」が作成され、同年十一月十四日厚生省は、在韓被爆者の治療につき、「韓国政府が被爆者の渡航費を、日本政府が治療

し、戦後平和条約の発効によって自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯されることである」と、係争点さんが不法入国者であるという、そういう理由のいかんを問わず、原爆医療法を適用すべきだという結論を出していることである。

Ⅵ 在韓被爆者の渡日治療の開始と打ち切り

以上に見たように、在韓被爆者の日本で治療を受けたいという熱い思いは、幾多の障礙を乗り越えて徐々に現実のものになっていった。しかし、渡日治療者の数は全在韓被爆者数からするとほんの一握りに過ぎず、在韓被爆者の国の負担による渡日治療に対する要求は日に日に募るばかりであった。一九七九(昭和五十四)年六月二十五日、わが国の自由民主党政務調査会と大韓民国民主共和党政策委員会は、韓国内に居住する原爆被害者に關して意見の交換を行い、つぎの点について合意した。

- ① 韓国医師の日本派遣訓練
韓国医師(年内五名程度)を日本へ派遣し、技術訓練する。
- ② 日本医師の韓国への派遣

(註) 韓国側は当該事業の五年程度の継続を強く希望した。

費を負担することで韓国政府と話し合いがまとまった」と発表。同月十七日、日韓両国の政府間レベルの合意で初めて実現した治療受け入れのテストケースとして在韓被爆者の第一類一〇人が来日し、翌十八日、広島原爆病院に入院した。

こうして翌一九八一年十二月から八六年十一月までの五年間に、三四九人(テストケースの一〇人を含む)の在韓被爆者が渡日治療を受けた。

一九八六(昭和六十一)年十一月の渡日治療の期限満了を前に、わが国政府は、在韓被爆者の強い要望もあって、その継続を韓国政府に打診したが、韓国政府は、その必要はないとの意向を示し、ここに在韓被爆者の渡日治療は終了するに至った。その事情を政府の国会答弁からみてみよう。

「渡日治療の問題につきましては、実は日本側では何とかこれを継続したいという方向で、人道的見地からいたしましてもそれが望ましいことであることは言うまでもございませぬものですから、厚生省の部長方がソウル等に行かれまして実は私どもの気持ちも、当時、昨年でございまして、韓国側に訴え続けたわけでございます。しかしながら、韓国政府はその当時におきましては、いわゆる渡日治療につきましては、必要な者の治療はほぼ終わったのでは

ないかという認識、そして第二点といましては、韓国の国内におきましても治療の体制は整備されてきておりましたが、国内での治療が可能になったこと。この二つの理由によりまして、私どものお話しにもかかわりませう。延長は必要がないというのが当時の韓国政府の立場でございました。

四 渡日治療の効果と問題点

五年間にわたる渡日治療は、果たして効果があつたのであろうか。つきに、その有効性と問題点について論じた一関係者の弁を、少し長くなるが引用してみよう。

「さまざまな見解があるとはおもいますが、私は、基本的に、渡日治療は有意義な制度であつたと位置づけております。韓国で数多くの在韓被爆者に会いましたが、そのすべての方が渡日治療を評価していることからもういえるような気がいたします。」「韓国では、特に地方の医療が非常に不十分です。医師、看護婦を含めて、医療対策が整備されておらず、原爆医療に対して無理難だといつてもよいと思います。そういう中で、渡日治療によって、はじめて原爆専門医療、治療が行われたという面があります。」「また、在韓被爆者の症状が分析され、日本人被爆者との比較もなされ、資料がそろえられたという成果もあげられ

ます。私たちはカルテを見まして、日本人被爆者などが違ふのどううというようなことも考えましたが、症状も治療結果もほとんど同じです。ただ違ふのは、戦後、長期間放置され充分な治療を受けられなかったため、非常に体力的に弱っているとか栄養状態が悪いというようなことが指摘されている点です。」「自費連では一八九名のカルテを調査したのですが、そのうちの一二一名が全治、もしくは軽快したと記録されています。この治療効果は非常に特筆すべきことだといえます。といいますが、韓国では非常に治療費がかかり、保険がないために患者にかねない、ほとんど薬でまかしていたというような人たちが日本に来て、手術などやつと本格的な治療を受けることができたというのがその理由になると考えられるからです。ともかく、渡日治療に効果があつたことは明らかだと思ひます。」「

「次は、問題点になるわけですが、渡日治療を受けて全治もしくは軽快した人たちは韓国に帰った後、アフターケア対策は一切ありませんでした。これは非常に大きな問題だと思ひます。」「私たちが韓国で会つた人たちの中にも、良くなって帰国したけれども、そのまま何もしないでいて再発したり悪くなったという人が多くいました。その点でも、渡日治療の継続が非常に重要であると感じさせられたわけです。カルテの整理も十分した上で、さらに人数を増

やす、治療期間も制限を設けないなど根本的改正が必要との結論に達しました」。

四 在韓被爆者の日本政府に対する要望と日韓両国政府の対応

韓国原爆被害者協会はこれまで、日本政府に対して、①韓国政府の合意による渡日治療を継続実施すること、その旅費も日本政府が負担すること、②韓国被爆者の韓国国内での治療費を日本政府が負担すること、③韓国被爆者の実態調査のための調査費を日本政府が負担すること、④韓国被爆者のための原爆総合病院を建設すること、⑤韓国被爆者の地域別福祉センターを建設すること（全国に約九ヶ所）、⑥被爆二世及び三世に対する健康診断を行い、その経費を日本政府が負担すること、等を要望していたが、一九八七（昭和六十二年）十一月に至つて、日本政府に対して二十三億ドルの補償要求を提出した。その金額の根拠は、日本の被爆者に対する厚生省の一年間の予算（一九八四年度）を被爆者三帳交付首数三十七万八千七百人に割り、一人当たりの費用を算出し、それに在韓被爆者数二万三千人を掛け、さらに過去四十二年間及び今後十年間の五十二年分を掛けるとその金額になるという。

韓国政府は最近、「清算済み」とするこれま

での見解をやや変え、在韓被爆者への補償問題を外交の場に持ち出すようになってきている。それは、①日韓条約では、両国政府の賠償問題が解決したに過ぎない、②医療、生活両面で、戦後長期にわたつて苦しみを続けてきた在韓被爆者に対して、日本政府は道義的責任があるとの理由による。国際法理論上は「解決」したとしても、国際関係の上で一定の責任を帯びる「道義」をたてに、根本的な懸案解決を求めたものであるといわれる。

一方、日本政府は前述のように、これまで在韓被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付（一九七四年）、渡日治療（八〇・八六年）、政府調査隊の派遣（八八年）など、段階的な援護政策を講じてきた。そして、平成元（八九）年度には、初めて在韓被爆者対策予算四千二百万円を計上し、在韓被爆者の無料治療に役立てることとした。平成二年度にも同額の予算を組んでいる。こうした経緯を経て、歴代最大統領の訪日を期に、五月二十四日に行われた同大統領と海部首相の第一回首脳会議において、海部首相が、在韓被爆者対策について、「韓国人被爆者援護基金」として四十億ドル程度を拠出することを表明するに至つたのである。

なお、韓国原爆被害者協会の辛祚洪会長は、本年（八九）年七月十七日声明を发表し、①韓国人被爆者に対する総額二十三億ドルの補償の実施、②海部首相が歴代最大統領

に約束した基金四十億円の増額、⑥基金とは別枠の治療援助の実施などを求めている。

また、同会長は、「韓国人被爆者援護基金」の四十億円の使用方法について、「日本政府は一部を医療器材の形にしたり、分割払いにする意向と聞くが、あくまでも四十億円全部を一括、現金で出してほしい」と訴え、その理由として、韓国の被爆者も高齢化が進み、平均年齢が七十歳を超えていると推測し、「何とかまとまった金を被爆者一人ひとりの手元に届けたい」としている。さらに、平成元年度から日本が韓国赤十字社を通じて出している人道的立場からの支援四千二百万円の継続も求めている。

注⑤ 昭和四〇年度及び五〇年度に引き続く生存者調査である「昭和六〇年度原子力爆弾被爆者実態調査（生存者調査）報告」

（厚生省保健医療局・昭和六十二年六月）にいう「被爆者」とは、「健康手帳交付前帳登録から死亡、長期出張、所在不明の者を除いた数」をいい、総数とは異なる。

⑥ 九〇年度の原水禁世界大会に参加するため、雲崎泰さんが北朝鮮の被爆者としては戦後初めて来日した。今後、北朝鮮被爆者の状況に関する情報の入手が期待される。

⑦ 注⑤に同じ。

⑧ 「被爆者健康手帳交付申請書下処分取消請求事件」（昭和五

味したという。「サハリン」の原名は「サガリエン・アンガ・ハタ」（魚い河の河口の峰）といい、いわゆる満州語であるといわれる。中国は、二六四年に元朝が樺太に出兵してアイヌとたたかって以後、十八世紀末に清朝が袁えるまで支配力を及ぼしていたが、その後、日本の徳川幕府の支配力が樺太に及んだ。

しかし、十九世紀の半ばからロシア政府の派遣する探検隊がたびたび樺太にやってくるようになり、一八五三（嘉永六）年にロシア政府の命令によって駐兵所が設置されるに及び、ロシアの樺太進出はいよいよ活発になった。

当時、わが国は江戸末期で徳川幕府は弱体であり、明治維新後の新政府も内部の意見を統一することができず、結局、一八七五（明治八）年の「樺太千島交換条約」で樺太の領有を断念した。

一九〇五（明治三十八）年に及び日露戦争に勝利した日本は、同年九月五日に調印された「日露講和条約」により、北緯五十度以南の樺太を領有することになった。日本の領有下におかれた樺太において朝鮮人出稼労働者が増え出したのは、一九一四（大正三）年から五年間にわたったたかわれた第一次世界大戦後の不況の時期からであった。つまり、朝鮮において前述の「土地調査事業」が終了した後のことである。

① 年（行）第九八号 同五二年三月三〇日第一小法廷判決、異議（最高裁判所判例集第三卷第二号）四八二頁

② 同前 四八三頁

③ 同前 四三八頁

④ 同前 四三九頁

⑤ 同前 四四二頁

⑥ 在韓被爆者問題市民会議編「在韓被爆者問題を考える」（昭和五二年九月）一八二頁以下

⑦ 昭和五二年九月）一八二頁以下

⑧ 昭和五二年九月）一八二頁以下

⑨ 第百十二回国会参議院決算委員会議録第二号（昭和六十二年四月十五日）二二頁

⑩ 在韓被爆者問題市民会議編 前掲書 六七頁以下

⑪ 韓国原爆被害者協会「韓国被爆者実況」同協会 八五年六月刊）一五頁以下

⑫ 在韓被爆者問題市民会議編 前掲書 九二頁

⑬ 「朝日」一九八九・八・二五

⑭ 「朝日」一九九〇・七・二九

三 サハリン残留韓国・朝鮮人問題

（一）樺太開発と朝鮮人労働力

「樺太」というこの島の呼び名は、もとは「樺太（サハリン）」を意

一九三〇（昭和五）年には樺太の総人口に対する朝鮮人の比率は一・八％であった。同年の「内地」総人口に対する「内地」居住朝鮮人の比率が〇・六％であったことからみると三倍の高率であった。これらの朝鮮人労働力は主として炭鉱労働力であった。樺太は一九三一（昭和六）年に石炭移入地から石炭移出地に転換したが、この石炭増産の原動力になったのが朝鮮人炭鉱夫であった。

この時期に、樺太の炭鉱にこれほど多くの朝鮮人が出稼ぎに来た理由としては、当時の朝鮮では、朝鮮人労働者の賃金は在朝鮮日本人労働者の賃金の約半分、「内地」では、朝鮮人労働者の賃金は日本人の労働者の賃金の約八〇％（一九三三年の大坂市における「上方」の場合）であったが、樺太では約八割であったからだといわれる。

（二）十五年戦争時における樺太の朝鮮人人口の推移

「満洲事変」から第二次世界大戦による日本敗戦までの十五年間の戦争期間には、樺太にも多くの朝鮮人が移住してきた。一九三四（昭和九）年に実施された「樺太拓殖十五カ年計画」により、樺太の人口は、一九三五（昭和十）年から一九四〇（昭和十五）年の間に二二％も増加した。この増加人口の中で特に目立っているのが朝鮮人の増加である。

いる。

十五年戦争後半の樺太在日朝鮮人数は明らかではないが、第八十五回帝國議會説明資料によれば、昭和十四年以降の朝鮮人被爆者数の推移は第7表のとおりである。なお、一九四四（昭和十九）年には、戦局の緊迫に伴い樺太向けの石炭積取船の回航がほとんどでなくなったため、軍需省が樺太の炭鉱の労働力を他の地方の炭鉱に転用する政策を実施し、多くの朝鮮人を含む人口の大量転出もあった。

③ 日ソ開戦時の樺太の概要

一九四五（昭和二十）年八月九日、ソ連は日本に対し宣戦を布告した。日ソ開戦とともにソ連は南樺太の主要都市を爆撃し、地上軍は國境を越え、海上軍は恵須取、真岡に上陸、各地において日本軍との間に戦闘が行われた。

一方、樺太庁長官はソ連軍参戦後、軍の要請と樺太の事態にかんがみ、老幼婦女子等を北海道に疎開させることを決定し、連絡船はもとより機帆船、海軍の艦船等を利用して、大泊、本斗から北海道の稚内、八幡に向け緊急疎開を開始した。しかし、同年八月二十三日にはついにソ連軍の禁止するところとなり、やむを得ずこれを停止した。この約送により約七万六千人を北海道に緊急疎開させたが、この間、小笠原丸、第二新熊丸及び泰貢丸の三隻は、八月二

第6表 旧樺太人口内訳の推移（12月末現在）

年	総人口	本土人		原住人		外国	中国	朝鮮人	
		男	女	男	女	全数	全数	男	女
1906	12361	7175	3631	695	596	22	13	17	7
21	103630	57721	43608	909	815	96	19	434	28
25	189036	105057	78665	865	859	161	203	2324	882
30	284300	155006	122273	960	973	184	175	3703	1656
35	322475	170868	142247	958	997	249	103	4521	2532
36	321765	163270	143656	916	960	237	122	4231	2373
37	326946	170352	147369	869	877	218	69	4153	2439
38	339357	177117	152626	810	838	233	106	4803	2822
39	355330	185242	159100	796	870	225	101	5915	3031
40	398838	208847	171956	812	848	213	106	11661	4395
(昭和15年) 41	406557	211952	174126	195	226	202	104	13503	6165

備考：① 1941年の本土人にはアイヌを含む

② 窪田精司著「旧樺太内國貿易史」（北海道地方史研究会 1965年刊）付表1より作成

第7表 朝鮮人労働者の渡樺状況

年度	國民動員計画による計画数	渡 航 数			
		石炭	金属	土建	合計
昭和14年		2,578人	190人	532人	3,301人
15	8,500人	1,311		1,214	2,605
16	1,200	800		651	1,451
17	5,500	3,985		1,960	5,945
18	3,300	1,835		975	2,811
19		不明			不明
合計	19,500	10,509	190	5,416	16,113

備考：第1表より作成

第6表で見るとおり、一九三五年から四〇年の間における人口増は七六、三六三人だが、同時期における朝鮮人増加数は九、〇〇三人であった。十五年戦争開始時点における樺太総人口に対する朝鮮人の比率は二・％（一九三一年）に過ぎなかったが、一九四一（昭和十六）年における朝鮮人の比率は四・八％にも上昇している。これからわかるように、十五年戦争期の樺太労働力増加要因の一つは朝鮮人の樺太大量移動にあったのであり、そこにも強制連行政策の影響が数子として表れて

第8表 米ソ協定による樺太からの日本人引揚者数

引揚期間	引揚船隻数	引揚人口
昭和21年12月5日間	4隻	5,513人
12月8日		
22年1月4日間	4隻	5,103人
1月6日		
22年4月6日間	115隻	162,008人
12月6日		
23年5月5日間	82隻	114,156人
22月2日		
24年5月30日	3隻	4,710人
7月23日		
計	208隻	282,590人

備考：① 千島からの樺太経由引揚者約10,000人を含む
② 厚生省援護局編「引揚げと援護三十年の歩み」（厚生省 昭和52年刊）より作成

十二日に北海道庁を町沖及び音戸沖において潜水艦の攻撃を受けて海没し、約千二百人の犠牲者を出した。樺太庁の実施した緊急疎開とは別に、秘密に小船を手当てし、周到な準備を整え、ソ連軍の最重な監視をかすめて、樺太南海岸から北海道に向かって密航脱出する者が相次ぎ、昭和二十年八月から二十一年三月ごろまでに約二万四千人が北海道に引き揚げた。

樺太に残留していた日本人の引揚げは、「一九四六年十月十九日のソ連地区引揚に関する米ソ協定」の成立により、昭和二十一年二月五日から昭和二十四年七月二十三日の間に引かれた。引揚者の人員は第8表のとおりである。

四 日本敗戦後の樺太残留韓・朝鮮人の推定数

アメリカ人研究者ジョン・J・ステファンによれば、「一九六六（昭和四十二）年の樺太在住朝鮮人人口は四三、〇〇〇人であり、その大多数のものは朝鮮民主主義人民共和国（六五％）及びソ連（二五％）の国籍を取得して厚遇されているが、一〇％すなわち四、三〇〇人のサハリンの朝鮮人はソ連や朝鮮民主主義人民共和国の市民権を拒否し、日本または大韓民国への帰還を要求している。」という。堅固精利はつぎのように述べている。「一九四四年末の朝鮮人在居数は、一般（一九四三年までの連行）約二万、徴用（一九四三年以降の連行）約一万七、〇〇〇で三万五、〇〇〇前後という数字が出ます。ただし一九四五年に入ってから着手された飛行場に投入された朝鮮人の数をこれに加算しなければ、敗戦時の朝鮮人数は算出されません。」

さらに、別の資料にはつぎのように記述されている。「敗戦時、日本本土には二三〇万人を超える朝鮮人がいたが、故郷への帰還が相次ぎ、一年後には五〇万人に減少

した。樺太では、日本人約三〇万人に対し、朝鮮人約四万三、〇〇〇人がいた（朝鮮人居留民会による一九四六年秋までの人口調査）。

最近のサハリン残留韓・朝鮮人の人数についても明確なものはない。一九七三（昭和四八）年九月二十八日に日本の外務省はつぎのように発表している。「樺太には現在、朝鮮人約四万人と日本人約四千人がいると見られる。外務省の調べによると、残留朝鮮人のうち六五％が朝鮮民主主義人民共和国籍、二五％がソ連籍、残り一〇％が無国籍となっているが、このうち日本や韓国への帰還を希望するものが何人かは明らかではない」。前述のジョン・J・ステファン氏の数とはほぼ一致しているのが興味深い。

また、最近、調査のためにサハリンを訪れた高木健一弁護士（同氏は永年、被擄者やサハリン残留韓・朝鮮人問題にかかわってこられた）によれば、最近の調査による国籍別サハリン在住韓・朝鮮人の比率は、朝鮮民主主義人民共和国七五％、ソ連籍二〇％、無国籍五％であるといわれており、一九八九年一月一日現在で行った国勢調査によるその人数は三五、一九五人であるという。

五 韓国・朝鮮人のサハリン残留の経緯

戦後、ソ連占領下のサハリンには約三十万人の日本人と

四万数千人の韓国・朝鮮人が残されていた。そのうち日本人は、前述したように、一九四六年十二月の「ソ連地区引揚に関する米ソ協定」の締結と同時に引揚げを開始し、一九四九（昭和二十四）年七月までに二九二、五九〇人が引き揚げている。そして、その後も残留した日本人は外国人と結婚している女性と、少数の技術者、受刑者等で、その総人数は二数万に過ぎなかった。

しかし、この期間、四万数千人の在樺太朝鮮人は引揚げ対象者にならなかった。この米ソ協定の第一条では、引揚げ対象者をつぎのように規定している。

「一、左記の者がソ連邦及びソ連邦支配下の領土よりの引揚げの対象となる。

(イ) 日本へ降参

(ロ) 一般日本人（一般日本人のソ連邦よりの引揚げは各人の希望による）」

この協定の英語正文では、「一般日本人」を「General Nationals」と表記しているが、これは「日本国籍を有する者」という意味である。

敗戦当時、朝鮮人は「日本臣籍を有する者」として扱われていた。したがって、この協定によっても在樺太朝鮮人の日本人への引揚げは可能であったと思われるが、日本もソ

連や米國もなんの疑問も抱かずに、彼らの引揚げを放置してしまっただけである。

その後、一九五八（昭和三十三年）十月十九日に、モスクワにおいて、「日ソ共同宣言」が発表され（同年十二月十二日批准）、いわゆる「総ざらい引揚げ」が実現することとなった。これにもとづき、一九五七（昭和三十三年）八月一日から七次にわたって樺太地区からの集団引揚げが行われ、一九五九（昭和三十三年）九月までに総計二、三四五人が引き揚げた。このうちには朝鮮人と結婚した日本人女性七六六人とこれに随伴して八人いた朝鮮人の夫とその子供一、五四一人が含まれている。

この集団引揚げが完了した後、散発的な個別引揚げは行われた。その後、サハリンからソ連本土のナホトカ経路で個別に引き揚げた者の数は、朝鮮人の夫を持つ日本女性約五百五十人とその同伴者としての朝鮮人の夫や子供約三百人であるといわれる。なお、一九八八（昭和六十三）年三月までに、同伴者という何属的な立場でなく単独に日本に入国できたのはわずか三人だけだったという。

四 サハリン残留韓・朝鮮人の引揚げについての日ソ両国政府の対応の推移

つぎに、サハリン残留韓・朝鮮人引揚げ問題に対して、

これまで日本政府はどのように対応してきたかをみてみよう。

当初、政府は、サハリン残留韓人・朝鮮人を引揚げ対象にしない方針を取っていた。例えば、昭和三十三年二月十七日の衆議院予算委員会における質疑の中で、政府委員は、「第三國人を引揚げ者というふうな観念で考えますことは非常に無理でございます。朝鮮人を自身、夫それ自身はちよつと引揚げ者と考えられない」と答弁している。

また、「徴用により樺太に居住させられた朝鮮人の帰国に関する質問主意書」に対する昭和四十七年七月十八日の政府答弁書も、「御指摘の問題については、日本政府としても人道的問題として真に同情を禁じえない。南樺太が日本領土であった当時日本より朝鮮人が同地に送られ終戦後現在に至るまでこれら樺太残留の朝鮮人に対しては、韓国ないし日本への引揚げのチャンスは与えられなかったことを考えるとき、政府としては現在でもこの問題に深い関心を有するものであり、右引揚げの実現につきできる限りのことはしたいと考えている。ただ、現在樺太は日本の管轄下にないため、わが国としてなすことに自ら限界がある」と答弁し、引揚げについては努力するとしつつも、その便宜供与については、「(1)日本は単に通過するのみで全員韓国に引揚げさせる。(2)引揚げに関する費用は、切韓

るという方針をとっております」。

しかし、この許可には、日本經由韓国帰還希望者は「韓国政府の引取保証」が必要で、日本在住希望者は「サハリン護照面に日本で暮らしていた」こと、「身元引受人がある」とか、入国後の生活にある程度見通しがあるなどの条件を満たすことが必要で、そういう条件を見たした場合のみ日本人國を認めるというものであった。

一方、ソ連側はこの問題に対してどのように対応してきたのであろうか。その推移を見てみよう。

第二次世界大戦における日本の敗戦後、サハリンに取り残された韓人・朝鮮人たちは、同地で活発な帰還運動を展開していた。

一九六〇(昭和三十五)年末、サハリンのトマリ(泊屋)に住む許照はが十名が、ソ連當局と帰還交渉したところ、「日本が入國を許可すれば、ソ連は出國を許可する。」との前向きな回答を得た。ところがモスクワの日本大使館は翌年八月八日付けで、日本國籍がないことを理由に旅券の発行を拒否したという。

その後一九六五(昭和四十)年一月四日には、コルサコフ(大連)に住む金永瑞がエジノサハリンスクの當局と交渉した結果、「日本が入國を許可すれば、ソ連は出國を許可する」との回答を得た。これを受けた樺太帰還在日韓人

「國制において負担する。」ことを求めている。

日本政府のこのような対応に対して、韓国政府は、サハリンに残留した韓人らは、日本の戦争遂行政策のために運ばれたのだから日本の責任で帰還させるべきであると主張し、また、いったんは日本に上陸させて本人の意思によって韓国に帰りたい者は韓国が引き受け、日本に居住したい者は、日本が居住権を与えることとすべきであるとした。

ところが、一九七五(昭和五十)年に至って日本政府の対応は変化し始めた。同年八月十一日、日本の外務省は、朴魯学・樺太帰還在日韓人协会会长に渡航証明書の申請用紙千部を交付し、このころから日本人國許可が容易に出されるようになった。

国会における質疑の政府答弁にも変化が見られる。昭和五十一年一月二十二日の参議院決算委員会におけるサハリン残留韓人・朝鮮人の引揚げに関する日本政府の責任についての質問に対して、政府はつぎのように答弁している。

「産業修務法務大臣 御指摘の在樺太朝鮮人の引き揚げ問題については、強制連行された人々たちについては、日本國に現状回復の形で復讐させることは、道義上の責任として残っているように思ふんでございます。そこで当省といたしましては、具体的な入國申請の提出を待つて、人道的問題としてこれを処理する。従来そういう場合には入國を許可する人會が帰還希望者を募ったところ、韓國永住希望者一、四一〇世帯五、三四八名、日本永住希望者三、三四世帯一、五七六名、総計一、七四四世帯六、九二四名の応募者があった。この「帰還希望者名簿」は一九六八年八月、韓國から正式に日本政府に伝達、さらに日本政府からソ連政府へと提出され、その後の外交交渉の一資料とされるようになった。

しかし、当時の日本政府には、さきに見たように、①日本は単に通過するのみで全員韓国に引揚げさせる、②引揚げに要する費用は一切韓国側が負担する、との方針があったために、一人の引揚げも実現しなかった。

また、一九七三(昭和四十八)年五月十六日のモスクワでの日ソ赤十字会談の席上、ソ連赤十字社トコヤン総機は、「日本政府が在サハリンの朝鮮人の自主意思を尊重して、日本移住を許可するか、母國への帰還希望者に日本經由で帰還することを条件とするなら、ソ連赤十字社は出國に協力する」と述べたといわれる。

しかし、一九七五年一月十七日に開かれた日ソ外相会談の中で、宮沢喜一外相が「サハリンに居住している朝鮮人の日本移住を実現してほしい。」と要望したのに対して、ソ連のグロムイコ外相は、「朝鮮人については日ソ間の問題ではなく、これはソ連が朝鮮、南朝鮮と話し合うべき筋

のものである。」と述べている。

このような経過の中で、一九七五年十月ごろサハリンでは残留韓国人の帰還受け付けが始まり、ニルサコフだけでも七六年八月までに約四百名の出国申請が受理され、そのうち二十名以上に実際に出国許可が出されたことが確認されている。

これによって、七六年中に二名の帰還が実現したが、他の多くの者については、ソ連からの出国許可を得ながら日本への入国許可が出ず、帰還を実現することができなかった。一九七六年になって、「樺太裁判」（日本領に対して、サハリン残留韓国人が帰国できる地位にあることの確認を求める「樺太残留者帰還請求裁判」、八九年六月十五日に請求を取り下げた）など世論の盛り上がりもあって、日本政府は四百名以上に對して渡航証明書を発給した。しかし同年九月、ソ連の戦艦ミグ25が南館に亡命を求めて飛来し、これを日本がアメリカに引き渡したことから日ソ関係が悪化して、以後、ソ連は、公式的には「朝鮮人の帰還問題は日ソ間の問題ではなく、ソ連と朝鮮の問題である」と繰り返すようになった。こうして、一九七〇年代の後半から八〇年代の前半にかけて、サハリン残留韓人・朝鮮人の引揚げ問題の動きは停滞することとなる。

の壁を乗り越えねばならなかった。その第一歩が、サハリン残留韓人・朝鮮人の日本への一時訪問を実現させ、一方、韓国からの留守家族を訪問させて再会させる方法であった。日本での一時再会は、一九八一（昭和五十六）年十一月二十日に初めて実現した。サハリン州チェホフ市の役所に勤務していた朴亨柱さん一家である。朴さんは妻の文季花さんと娘の朴三順さんを伴った。文季花さんは、数少ない永住帰国者金花春さんの四女で、大阪に姉達がいた。朴さん一家は、韓連から訪日した家族と再会した。以後、八二年には一名、八四年には三組四名、八五年には五組六名の一時訪問再会者が実現した。八六年には二〇名までに増加している。

一九八五（昭和六十）年のゴルバチョフ政権出現以後のベンストロイカと米ソ・デタント以降、ソ連の出国の扉も再び開き始めた。

同年十月ごろ、日本対外文化協会松前重義会長は、友人であるソ連共産党統制委員会ソロメンツェフ政治局長に對して書簡を送り、本問題が日本の戦後処理にかかわる問題であるとして、人道問題としての理解を求め、留守家族のサハリン訪問と再会への配慮や赤十字会談の実現など具体的な六項目の提案をした。

これに對して、ソ連側では検討の上、十二月にデジョフ・

（三）肉親再会・永住帰国への途

日ソ関係が悪化した一九七〇年後半には、ソ連の頑な態度とは裏腹に、日本政府の「入国」に對する姿勢には、従来より柔軟性が見えてきた。

一九七六（昭和五十二）年十月二十一日の参議院外務委員会において、小坂徳三郎外相はつぎのような発言をしている。

「サハリン在住の朝鮮人につきましては、終戦前には日本国籍を持っていたのでありますし、戦後日本人が引き揚げた際には、本人の意思にかかわらずに残留を余儀なくされ、現在に至っている経緯がございます。ので、「人道主義、道義上の観点から誠意を尽くしてこの帰還問題に取り組みたい」。

また、一九七八（昭和五十三）年三月二日の衆議院内閣委員会でも園田直外相も「（サハリン残留朝鮮人の帰還については）人道的、さらには法律的以上の道義的責任・政治的責任があつて、こういう方々の過去の経緯からしても、政府はあらゆる努力をして、ご希望に添うようにしなければならぬと考えております。」と答えている。

このような複雑な状況の中で、サハリン残留韓人・朝鮮人問題の関係者たちは、その解決を求めて一歩一歩と困難

駐日ソ連公使を通じて回答が示され、赤十字会談などは拒否し、残留韓人・朝鮮人の出国問題は、ソ連籍・無国籍者についてはソ連の国内問題であるとしたものの、右の者については、ソ連の法律に基づいて出国申請すれば審査するし、その福利は個人の自由として保証されていると明確に述べられた。ただし、朝鮮籍（北朝鮮籍）の者についてはもともと審査する対象ではないとも付け加えられた。

さらに、一九八六（昭和六十一年）年十一月六日にソ連政府から発表された「ソ連邦改正出国規則の追加条項」（一九八七年二月一日発効）は、ソ連からの出入国を簡素化したもので、ソ連邦市民・外国市民・無国籍者のいずれを問わず、家族の再会や面会、重病者への見舞い、近親者の墓参などを理由とする出入国が市民の権利であることを認め、申請官庁や申請書類を簡便して、原則として一か月以内に審査されると規定するなど画期的な内容のものとなっている。

前述のように、一九七七年までにサハリンないしソ連本土から永住帰国できたのは、わずか四名であったが、ゴルバチョフ政権下のベンストロイカと出国規則の追加条項の実施により、一九八八年八月二十六日及び同年十二月十七日に、それぞれ一名の永住帰国が実現した。

八九年に入ってから、それまでの永住帰国者の全員が無国籍者であったのに対して、すでにソ連籍を持つている者及び二世、三世の家族ぐるみの永住帰国が実現している。一時再会についても、出国規程の改正後は八七年には二八組五一名、八八年には一三四名、八九年になってからは十二月末現在で三三八名に達している。

このように、サハリンからの永住帰国や一時再会のための訪日は、八七年から質量ともに急速に拡大しつつある。以上に見てきたように、特に一九八七年以降のサハリン残留韓人・朝鮮人の永住帰国、わが国における肉親との一時再会の進展には目を見張るばかりのものがあつた。これらの進展の陰には、当事者たちの汗の滲む努力や日ソ両国政府の理解の前進があつたことは当然であるが、一九八七（昭和六十二）年七月十七日に発足した超党派国会議員による「サハリン残留韓人・朝鮮人問題議員懇談会」（原文兵衛参議院議員（自由民主党）会長）の活動に負うところが多い。同議員懇談会は、発足直後から関係当局や日赤をはじめ、樺太帰還在日韓国人会、来日した韓国の中韓離散家族会や留守家族あるいは駐日ソ連大使館などと頻りに接触した。また、多くの所属議員がソ連の中央・地方の関係当局、ソ連赤十字社、ソ連共産党の関係者と話し合うために訪ソしている。

た妻を残すことになる場合など）を除き、永住帰国に制限を加えないという方針を確立しているといふ。同年中に合計一六組二四名の者が永住帰国している。

第四点として、八九年は以上の流れに加えて、韓国とソ連との間の直接的な動きが目立った。これまで日本で作成した招請状以外は拒否していたソ連が、この年の七月十四日からは韓国で作成した招請状でも受け付けるようになった。一九八九年九月二十五日、世界韓民族体育大会に参加という名目で、大韓航空によるハバロフスクーソウル便が突現したが、これにはソ連の選手団、芸能団とともに、韓国政府体育部の招待でサハリンから三九人の一世たちが搭乗、訪韓した。

この他、八九年に入って、本問題に関連して韓国の国会議員や弁護士、さらには韓国政府の代表型（外務部や韓国赤十字社）のサハリン訪問が矢継ぎ早に行われるなど、韓ソ間の直接交流の機運も急速に高まっている。

四 九〇年代のあらたな展開

一九八九年に大きな展開をみせたサハリン残留韓国人の帰国問題（一時帰国を含む）は九〇年に入ってから大きく前進する。

八九年には、ソ連本土からばかりでなく、サハリン一

サハリン議員懇談会の活動の具体的成果の一つとして、一時再会者の韓国訪問の実現がある。もちろん同議員懇談会の活動だけではなく、日本政府や関係者の努力も見落とすわけにはいかないが、とにかく、八八年の九月に二件の韓国訪問者が出ていた。しかし、これらは例外で、その直後の一時再会者が韓国訪問をもちかけても言下で拒絶されている。ところが、八八年十一月ごろから事情は変化し始めて、八九年二月十四日に来日した三四名のうち韓国渡航希望者には全員、ソ連大使館領事部より渡航許可が出された。その後、韓国訪問が例外なく許可されるようになったため、以後、韓国の家族は日本に来るまでもなくなり、ソウルないし釜山の空港で待つ形をとることになった。

八九年の事情の変化はこればかりではなかった。まだ例は少ないが、韓国の家族が親族を訪ねてサハリンへ行けるようになったことである。同年四月、サハリン議員懇談の五十嵐広三代議員を団長とするサハリン訪問団に、韓国・中蘇離散家族会の李斗敷会長ほか同会役員二名が参加し、サハリン訪問を実現したのである。

八九年になってからの事情の変化の第三点は、サハリンから韓国への永住帰国が常態化したことである。前記サハリン訪問時は、サハリン州オビルで、所定の手続きを行えば、例外的場合（若者が親を残す、あるいはサハリンで結婚し

ソウル間にも不定期直行便が飛ぶようになり、多くのサハリン在住韓国人が一時帰国できるようになったが、九〇年五月からはソウル・ユジノサハリンスク間の定期直行チャーター便に一本生れ、一時帰国が一層促進されることとなった。

これは、八九年七月に発足した日本赤十字社と大韓赤十字社による「在サハリン韓国人支援共同事業体」の事業計画に双方が合意して実現したもので、九〇年五月八日の大韓航空特別便から月一便の割合で定期直行便を運航することとなった。これによって九一年三月末までに定期直行便で一時帰国するサハリン在住韓国人は千五百人余りに達する見通しである。

この定期直行帰国計画には、韓国内に身寄りがないため肉親招請の手続きを受けられないままになっていた無縁故の在サハリン韓国人の帰国も含まれている。その第一便は九〇年八月二十三日、金相漢・大韓赤十字社総裁を招請人とした、一〇人を乗せてソウル金浦空港に到着した。なお、その後の調べによると、そのうち一〇九人が肉親との再会を果たし、一人の身元が確認されたという。

日韓両赤十字社は、サハリン残留韓国人の帰国帰還問題の発生経緯から、①高齢や身体虚弱に配慮した、②九四五年以前からの一世中心の帰国計画を急ぐ、③すでにボランティ

ア団体に出されている希望を優先するほか、希望者名簿の整備など実務面の解決を急ぐ方針といわれる。なお、定期直行便に要する経費については、第二便までは韓国政府と共同事業体の折半方式であったが、第三便からは共同事業体が前面負担することになっている。

韓国・ソ連両国政府は同年九月三十日（韓国時間十月一日未明）、ニューヨークの国連本部で行われた崔浩中・韓国外務部長官とシュワルナゼ・ソ連外相間の初の外相会談で、国交を即日樹立することに合意し、共同コミュニケに正式署名、共同発表した。これによって韓ソ間では、サハリン残留韓国人問題の根本的解決に向けての流れがさらに大きくなるであろう。

④ 今後に残された課題

長い道程の末、韓国に永住帰国したサハリン二世とその家族たちは九〇年四月、「サハリン永住帰国者会」を結成した。帰国者会は韓国国民への呼びかけ文でつぎのように訴えている。

「私たちは過去日帝三十六年間の植民地統治と大東亜戦争（第二次大戦）のため強制徴用され、サハリン（旧樺太）に捨てられ、五十年間、あらゆる苦難と苦しみ耐えながら今日まで生き残った末、故国に帰ってきたものの、七十

八十歳の高齢となり、日本政府の無責任と韓国政府の無誠意で未だに權利を取り戻せない不利な状態を受けています。私たち永住帰国者と夫を奪われたまま帰って来る日を待ち続け、老いてしまい、養ってくださる子孫のいない家族たちはどうすればいいのでしょうか。」

そして日本政府に対して①サハリン韓国人帰還と補償を義務化せよ②戦後責任を明確にし、善良なわが同胞とその家族に被害を補償せよ、と決議し、韓国政府にはサハリン同胞の帰還と補償を日本政府に対する外交政策化し折衝するよう求めた。

八九年四月、日本のサハリン議員代表及び韓国のサハリン残留者の家族代表で構成された訪問団がサハリンを訪問した際、サハリン残留者から同訪問団に日本政府に対する要求が訴えられた。約千人が参加したユジノリハリンスクの集会で出された「日本政府に要求する」と題する要求書はつぎのように述べている。

「サハリンに居住するわれわれ朝鮮人たちは、軍国主義日本の強制募集によって連行されてきた者であり、その子孫たちだ。半世紀近くものあいだ、われわれを父兄兄弟、妻子供と生き別れにさせたことが日帝の歴史的罪過である。これこそまさに一生の悲劇ではあるまいか！」

その要求は①親族との再会に要する費用を日本政府が完

全に負担すること②日本政府は故郷へ障害なく訪問できるよう手立てする義務がある③サハリンには親族もなく一人で暮らす朝鮮人がある。彼らに物質的支援を行う義務がある④韓国には連行された夫の帰りをいまでも待ち続ける妻たちがいる。このハルモニたちに必ず物質的支援を行うこと⑤日本の学校教科書における対韓植民地支配と搾取事実を明確に記述し、歴史の真実を教えること、など六項目に及んでいる。

ことし（九〇年）四月に来日したサハリンの朝鮮人離散家族会・徐義俊会長は、日本政府、関係機関に一時帰国の円滑な促進を要望するとともに、日本政府に対し、①サハリン現地の無親故高齢同胞への生活保護②徴用申請を立てさせられた郵便貯金の当時の価値での払い戻し③サハリン残留者が被った精神的物質的損害の賠償などを要求する文書を外務省に手交している。

また同年五月にサハリンを訪問した日韓・韓国両議連代表団に現地残留者は「日帝時代の貯金や未払い賃金を返せ」「帰国費用の一切を日本が負担せよ」「永住帰国者の生活対策を保障せよ」と強く迫ったといわれる。

これらの要求を集約した形で、一九九〇年八月二十九日には、サハリン残留韓国人・朝鮮人と遺族ら二十一人が、強制連行・強制労働、戦後の残留放置とその間、遭・家族ら

が受けた苦痛など「人道に反する処遇」への償いを求め、日本政府を相手取り一人一千万円、計二億一千万円以上の補償を請求する訴えを東京地裁に起こしている。

これらの要求、要望に対して日本政府は、「在サハリン『韓国人』問題についてその歴史的経緯は認識しており、これまで、人道的解決という立場にたって最大限努力してきた。サハリン在住韓国人の在韓親族との再会等に対する支援のため、昭和六十三年度より予算措置を講じており（本年度（平成二年）は一億円）、昨年（平成元年）七月、日韓両赤十字社によって設立された『在サハリン韓国人支援共同事業体』が、本年一月以降、サハリン・ソウル間直行チャーター便の連行により韓国への一時帰国の便宜を図っているなど支援事業は順調に進展していると説明している」とながらも、「一九六五年の日韓請求権および経済協力協定により、日韓両国及び両国民間の請求権の問題は完全かつ最終的に解決済みである」というわが国の原則的立場は崩していない。また、「韓国籍を有しない者について、わが国の現行法上、国が『補償』を行いうる根拠はないのではないかと考えている」というのである。

このような日本政府の方針に対して、韓議政院は、「サハリン同胞問題は韓国請求権協定の対象外の問題であり、日本政府はこの問題についての国際法的義務を果たさなけ

ればならない」との原則的立場をとっており、日本政府の
人道的、歴史的責任を伴う法的補償義務の履行を求めている。
る。

こうした中で、八九年九月に崔浩中・韓国外相が、「サ
ハリン僑胞の母国訪問のための基金を設けることを検討中
だ」と表明したと伝えられ、また、九〇年五月にサハリン
を訪問した韓日議連代表団の民自党議員が、「韓日両国の
出捐で『帰国年金制度』を設け、永住帰国者の生活を保障
する構想を協議している」とも報道されており、わが国でも、
九〇年六月十八日に「サハリン残留韓人・朝鮮人問題議員
懇談会」総会が開かれ、①永住帰国者支援と研究会、交流の
協力、家族会館・老人ホーム建設推進のための基金制度の
実現②無縁故者の集住一時帰国③サハリン滞在者のみなら
ず、ハバロフスク、中央アジアなどへの移住者の再会支援
などに向けて努力していくなどの運動方針を決めていると
いわれる。

こうした日韓両国の関係者の努力もあって、サハリン残
留韓人・朝鮮人問題は、徐々にではあるが解決の方向へと
動き出している。戦後半世紀近くも経過し、高齢化してい
る当事者たちの気持を考えると、その一刻も早い解決が
期待される。

注師 朝鮮人強制連行真相調査閣議「朝鮮人強制連行強制労働の記

閣下意書

- 昭和四十七年七月十二日質問第二号 提出者・愛国新書
答弁書 昭和四十七年七月十八日 内閣閣員六九第二号
- 高木健一 前掲書 一五〇頁
- 同前 一五一頁
- 第七十七回国会参議院決算委員会会議録第三号(昭和五十一年一月二十二日)二七頁
- 第七十八回国会参議院決算委員会会議録第四号(昭和五十一年十月二十二日)八頁
- 高木健一 前掲書 一五六頁
- 高木健一「待ちわびるハルモニたち」二〇七頁以下
- 高木健一「サハリンと日本の戦後責任」一五六頁
- 同前 一五六頁
- 同「サンケイ」昭和五〇・二・二二
- 高木健一 前掲書 一五八頁
- 第七十八回国会参議院外務委員会会議録第四号(昭和五十一年十月二十二日)七頁
- 第八十四回国会衆議院内閣委員会会議録第七号(昭和五十三年三月十三日)三三頁
- 高木健一「サハリン残留韓人・朝鮮人問題」日本の戦後責任「(大衆人権歴史資料館 一九八九年刊)二二頁
- 同「朝日」 九八六・一・一五

録 北海道・千島・樺太編(『現代史出版会 七四年刊)三四七頁

同前 三四八頁

同 望田精司「旧樺太内閣貿易史 北海道内閣貿易史の研究」(北海道地方史研究会 一九六六年刊)一〇二頁

同 朝鮮人強制連行真相調査閣議 前掲書 三五二頁以下

同 近藤功一編 前掲書 一五三頁以下

同 ジョン・J・ステファン「サハリン 日・中・ソ抗争の歴史」(原書房 一九七三年刊)一三六頁

同 朝鮮人強制連行真相調査閣議 前掲書 三六〇頁

同 高木健一「待ちわびるハルモニたち」サハリンに残された韓人・朝鮮人家族(『朝日新聞』一九八七年刊)三頁

同「読売」一九七三・九・二九

同 高木健一氏に対する聞き取り調査による

同 厚生省健康局編「引揚げと援護三十年の歩み」(厚生省 昭和五十二年刊)一〇〇頁

同 前掲 高木健一「サハリンと日本の戦後責任」一三四頁

同 厚生省健康局編 前掲書 一〇七頁

同 前掲 高木健一「サハリンと日本の戦後責任」一三四頁

同 第二十八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第四号(昭和三十三年二月十七日)二九頁

同「徴用により樺太に居住せられた朝鮮人の帰国に関する質

同 前掲 高木健一「サハリン残留韓人・朝鮮人問題」一二頁

同 同前 一九頁

同 前掲 高木健一「サハリンと日本の戦後責任」二二〇頁

同 同前 二二二頁

同「読二日刊」一九九〇・五・一八

同 同前 同年六・一九

同 同前 同前

同 同前 同年八・三〇

同 高木健一氏に対する聞き取り調査による

同「読二日刊」一九九〇・六・二〇

同 同前 同年六・二二

同 同前 同年六・二二

(わだ たかひろ・社会労働調査室)